

大阪市監査委員 森 伊 吹  
同 森 恵 一  
同 出 雲 輝 英  
同 永 井 広 幸

### 住民監査請求について（通知）

令和 8 年 5 月 26 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

#### 記

#### 第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市は、令和 7 年度区民アンケート調査業務（以下「本件業務」という。）を実施し、その経費を支出した。

本件業務の目的は、「区民の意見・ニーズを把握し、各事業の見直しや改善に繋げるため」に実施するものとされている。

しかしながら、大阪市においては、本件業務に係る「アンケート結果の妥当性・有効性を検討した文書」等が存在せず、また、内部文書において、区民アンケートの結果を『アウトカム指標』や『主要根拠』として用いることは適さない旨のことが記載されていることから、事業の目的達成可能性の検討を一切行わず、目的達成が不能であることを認識しながら本件業務を実施したものである。本件業務の状況について、最高裁判例（最判平成 18 年 2 月 7 日、最判令和 7 年 6 月 27 日）に照らすと、以下のとおり、行政裁量の逸脱・濫用が成立する要件をすべて満たす。

判例が違法とした要素	本件業務の状況
当然考慮すべき事項を考慮していない	目的達成可能性の検討を一切行っていない
専門的知見の欠如	統計学的検討を行わず、内部文書でも欠如を認定
判断過程の過誤・欠落	根拠文書が全て不存在、総合判断の実体なし
社会通念上著しく妥当性を欠く	目的達成不能と認識しながら実施・支出

よって、本件業務には行政裁量の逸脱・濫用が成立する。

そして、行政裁量の逸脱・濫用が認められる場合、その裁量行使に基づく財務会計行為は、目的と手段の合理的関連性を欠くため、財務会計行為としても違法である。すなわち、本件業務に係る実施経費（業務委託料等）の支出は、行政裁量的前提事実を欠いたまま行われたものであり、地方自治法第2条第14号及び地方財政法第4条に違反する違法な財務会計行為である。

その結果、本件業務の実施経費 12,265,528 円（委託料 9,784,888 円と通信運搬費 2,480,640 円の合計額）が大阪市の被った損害となる。

よって、同損害を回復する措置、具体的には市長に費用を返還させることを求める。

## 第2 判断

### 1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人の主張は第1に記載のとおりであり、最高裁判所判決を根拠に、本件業務の実施には行政裁量の逸脱、濫用が認められるとし、このことから、その実施経費の支出が行政裁量的前提事実を欠き、違法であると主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

請求人が引用する最高裁判所判決（平成18年2月7日判決）は、裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査に関して「その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くことがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものと解するのが相当である」としている。

したがって、住民監査請求において、行政に裁量権の逸脱又は濫用があることを違法又は不当事由として主張するには、その裁量権の行使にあたって、重要な事実の誤認や、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事情があることを、具体的に摘示する必要があると解される。

この点、請求人は、主として、自身が公開請求を行った本件業務に係る公文書が不存在であったこと、大阪市における内部文書において、区民アンケートの結果を「アウトカム指標」や「主要根拠」として用いることは適さない旨のことが記載されていることから、事業の目

的達成可能性の検討を一切行わず、目的達成が不能であることを認識しながら本件業務を実施したものであり、裁量権の逸脱又は濫用があることを主張している。

しかしながら、請求人が提出した事実証明書によれば、請求人が指摘している公文書の不  
存在は、アンケートの「結果」の妥当性や有効性を検討した文書や、事業目的の達成可能性  
を「確認するために」作成された文書が作成・取得されていないことを示すにとどまり、事  
業そのものの妥当性や有効性、目的達成可能性の検討が一切なかったことを具体的事実とし  
て基礎付けるものとはいえない。また、請求人が指摘する内部文書は、アンケート結果の利  
用方法に関する注意喚起や運用上の指摘にとどまり、区民アンケートそのものの意義を否定  
しているものとまでは認められない。

よって、本件請求においては、本件業務に関し、その裁量権の行使にあたって、重要な事  
実の誤認や、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事情があることを具体的に摘示してい  
るとは言えない。

したがって、本件業務の実施経費の支出が行政裁量的前提事実を欠き違法であるとの請求  
人の主張は、その支出の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えず、本件請求に  
おいては、財務会計法規上の義務違反に当たる具体的事実の主張があったとは認められない。

## 2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求  
の対象とならないものと判断した。